6月10日㈬
発送

特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書をお送りします

第１期の納期限は６月３０日㈫

令和2年度の住民税(特別区民税・都民税)の税額決定・納税通知書を、6月10日㈬に発送します。

ペイジー納付・クレジット納付またはお手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、区税務課、特別出張所で忘れずに納めてください。左下にバーコードがある納付書は、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

年金からの引き落とし(年金特徴)の方

公的年金から引き落とされる税額を、納税通知書に記載しています。

● 令和元年度から引き続き年金特徴の方

4月・6月・8月は仮徴収税額となり、令和元年度の年税額の6分の1を年金から引き落とします。その後、確定した税額から仮徴収税額を差し引いた金額を、10月・12月・令和3年2月の年金から引き落とします。

● 新たに年金特徴の対象となった方

税額の2分の1は、第1期(6月30日㈫納期限)・第2期(8月31日㈪納期限)に、それぞれ納付書で納めてください。残りの税額は、10月・12月・令和3年2月の年金から引き落とします。

令和2年度住民税の課税証明書等の発行は6月10日㈬から

発行には事前に税の申告が必要です。さまざまな手続きで税の証明書が必要になるため、収入のない方も申告をしておくと便利です。

【発行手数料】1通300円(新型コロナウイルス感染症の影響による融資等の申請用は無料)

【申請に必要なもの】▶本人が申請するとき…本人確認書類(運転免許証等)
▶代理人(家族を含む)が申請するとき…本人からの委任状(**下記**見本参照)・代理人の印鑑・代理人の本人確認書類(運転免許証等)

※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所で受け付けます。

◎コンビニ交付サービス

証明書等は、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)でも取得できます(発行手数料／1通200円)。利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードをお持ちください。

<見本>　委 任 状
新宿区長 宛て　令和＊＊年＊月＊日
委任者　住所＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　氏名＊＊＊＊㊞　生年月日＊年＊月＊日
　下記の者を代理人と定め、＊年度 納税・課税 証明書(扶養等控除の内容記載 有・無)＊通の交付申請・受領の権限を委任します。
代理人　住所＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　氏名＊＊＊＊　生年月日＊年＊月＊日

【問合せ】**税務課**▶課税内容…**課税第一係**☎(5273)4107・**第二係**☎(5273)4108、▶税金の支払い・口座振替・証明書発行…**収納管理係**☎(5273)4139へ(いずれも本庁舎6階・FAX(3209)1460)。

特別区民税・都民税等の徴収猶予(特例制度)の申請を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響で収入に相当な減少がある方は、特別区民税・都民税等の徴収猶予の特例の申請ができます。最大で1年間、徴収の猶予を受けることができ、猶予期間中の延滞金は免除します。

◈対象

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難で、次のいずれにも該当する方
▶新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20％以上減少している
▶一時に納税することが困難である

◈対象となる税金

特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、その他区が賦課徴収する特別区税で、2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの

◈申請期限

6月30日㈫または納期限(納期限が延長された場合は延長後の納期限)のいずれか遅い日

◈猶予期間

納期限の翌日から起算して1年を限度として、申請者が申請した期間

◈申請手続

納期限ごとに作成した申請書に、収入や預金の状況が分かるもの(売上帳・現金出納帳・給与明細書・預金通帳のコピー等)を添付し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送またはeLTAX(オンライン)で提出してください。

● 郵送申請

申請書等を税務課納税係へ郵送してください。申請書は新宿区ホームページから取り出せます。同係からお送りすることもできます。希望する方は、ご連絡ください。

● eLTAX(オンライン)による申請

eLTAX特設ページ(HPhttps://www.eltax.lta.go.jp/news/01689)から提出してください。

※窓口での提出を希望する場合は、事前に税務課納税係にご連絡ください。

※申請書を受け付け後、内容を区で審査した上で、許可または不許可の通知書を郵送します。

【問合せ】**税務課納税係**(〒160-8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎6階)▶普通徴収により課税されている方…☎(5273)4507・☎(5273)4508・☎(5273)4538、▶特別徴収による納付の義務がある事業者…☎(5273)4509へ(いずれもFAX(3209)1460)。

6月中旬発送

国民健康保険料納入通知書をお送りします

6月25日㈭までに納入通知書が届かない方は、6月30日㈫までに医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。令和元年中の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額だけの納入通知書をお送りする場合があります。令和元年中の総所得金額等が確定し次第、所得割額を含めた保険料を再計算して通知します。税申告をしていない方は、早めに申告してください。

※倒産・解雇等でご自身の意思に関係なく失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、保険料が軽減される場合があります。軽減には医療保険年金課国保資格係への届け出が必要です。

※後期高齢者医療保険料の納入通知書は、7月17日㈮に発送する予定です。

保険料の納付方法

◎納付書での納付

納期限は納期月の末日(土・日曜日、祝日等の場合はその翌日)です。納入通知書に1年分の一括納付用と各月納付用(6月～9月納期分)の納付書を同封しています。銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、区医療保険年金課、特別出張所で納めてください。

そのほか、ペイジー、納付書の裏面に記載のあるコンビニエンスストア、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)でも納められます(コンビニエンスストア・携帯電話での納付は左下にバーコードがある納付書のみ)。

◎口座振替

新たに口座振替による納付を希望する方は、納入通知書に同封の「口座振替(自動払込)依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課納付推進係へ郵送するか銀行等の金融機関、郵便局へお持ちください。1～2か月後に、口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。

◎年金からの引き落とし(特別徴収)

現在、特別徴収で納付している方は 引き続き8月まで年金から引き落とします。10月以降の納付方法は、7月に特別徴収に該当するか区が判定します。判定の結果、納付書での納付になる方には、7月に「国民健康保険料変更通知書」、10月に納付書をお送りします。10月の納付から口座振替を希望する方は、7月31日(必着)までに口座振替(自動払込)依頼書を提出してください。

納付方法の判定条件等詳しくは、納入通知書に同封の冊子「くらしと国保」・案内チラシをご確認ください。

保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で収入に一定程度減少がある世帯を対象に、保険料の減免を実施する予定です。令和2年2月1日～令和3年3月31日の保険料が減免の対象です。対象世帯・要件等詳しくは、決定次第、広報新宿・新宿区ホームページでご案内します。

【問合せ】**医療保険年金課**▶保険料の内容・減免…**国保資格係**☎(5273)4146、▶保険料の納付・相談…**納付推進係**☎(5273)3873へ(いずれも本庁舎4階・FAX(3209)1436)。

令和2年　第2回区議会定例会

期　日	開会時間	会議・委員会の名称
6月10日㈬	午前10時	本会議(代表質問等)
6月11日㈭	午前10時	本会議(代表質問・一般質問等)
6月12日㈮・15日㈪	午前10時	常任委員会(総務区民、環境建設)
	午後1時30分	常任委員会(福祉健康、文教子ども家庭)
6月16日㈫	午前10時	特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)
6月17日㈬	午前10時	特別委員会(オリンピック・パラリンピック・文化観光等)
6月19日㈮	午後2時	本会議(議案の採決、意見書・決議の採決等)

◎本会議の様子は区議会ホームページ(HPhttp://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html)でご覧いただけます。日程は変更することがあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**議会事務局調査管理係**(本庁舎5階)☎(5273)3534・FAX(3209)9995へ。

● 今回の定例会で審議する主な議案(予定)

▶予算案…令和2年度新宿区一般会計補正予算(第4号)
▶条例案…新宿区特別区税条例等の一部を改正する条例、新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例

【問合せ】**総務課総務係**(本庁舎3階)☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

5月の新宿区の人口

1日現在(増減は前月比)

住民基本台帳人口　347,542人(28人減)
世帯数　220,784世帯(15世帯増)

	日本人	外国人
人口計	308,326人(975人増)	39,216人(1,003人減)
男	154,173人(520人増)	19,927人(531人減)
女	154,153人(455人増)	19,289人(472人減)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の方へ

子育て世帯臨時特別給付金を支給します

● 対象の方には、6月2日にご案内を発送しました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している方に、臨時特別給付金として対象児童一人に付き10,000円を6月26日㈮に支給します。

※支給対象者が公務員の場合、勤務先から別途案内があります。また、支給日は公務員以外の方と異なります。

【対象】令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)を受給している方

【助成額】令和2年4月分の児童手当の給付対象となっている児童一人に付き10,000円

【問合せ】**子ども家庭課子ども医療・手当係**(本庁舎2階)☎(5273)4546へ。

申請書を5月29日に
発送しました

特別定額給付金の申請を受け付けています

申請書と、本人確認書類・振込口座確認書類(いずれもコピー)を同封の返信用封筒で返送してください。マイナポータル(オンライン)で申請した方は、郵送での申請は必要ありません。

【対象・支給額】4月27日時点で新宿区の住民基本台帳に記録されている方、一人に付き10万円

※4月27日までに生まれた方、4月27日以降に亡くなった方も対象です。

【申請・受給できる方】住民基本台帳上の世帯主(世帯全員分をまとめて申請・受給)

【問合せ】**新宿区特別定額給付金コールセンター**☎(5273)4353(午前9時～午後7時)へ。

収入減少のあった
世帯の方へ

個人向け資金貸付の特例措置を行っています

個人向け緊急小口資金等の特例として、据置期間の延長等を行い、緊急の貸し付けを行っています。申請書は区社会福祉協議会ホームページ(HPhttp://www.shinjuku-shakyo.jp/)から取り出せます。申請は原則、郵送で受け付けます(受付期間は7月31日㈮まで)。

【問合せ】**区社会福祉協議会**(〒169-0075高田馬場1―17―20)☎(5273)3546へ。

● 緊急小口資金

【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等で収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

【貸付限度額】20万円以内(一括交付)

【利子】無利子

【返済期限】2年以内(据置期間1年)

● 総合支援資金(生活支援費)

【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業等で生計維持が困難となり生活再建までの生活費を必要とする世帯

【貸付限度額】▶2人以上…月20万円以内、▶単身…月15万円以内

【貸付期間】原則3か月以内

【利子】無利子

【返済期限】10年以内(据置期間1年)

飲食事業者の方へ

新たにテイクアウト・宅配・移動販売を始める初期経費等を補助します

● 都公社の補助に最大25万円上乗せ

[redacted]

区の上乗せ補助部分については現在、事業内容の変更を検討しています。

詳しくは決定次第、新宿区ホームページ等でご案内します。

www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html)でもご案内しています。

業況悪化が見込まれる中小企業の事業主の方へ

緊急融資(無利子)を行っています

● 受付期間を令和3年3月31日まで延長しました

商工業緊急資金(特例)のあっせんを行っています。要件や必要書類等詳しくは、お問い合わせください。

【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ、資金繰りが必要となる中小企業者

【貸付限度額】500万円以内

【貸付期間】5年以内(うち据置期間6か月以内)

【信用保証料・利子】全額補助

【問合せ】**産業振興課産業振興係**(西新宿6―8―2、BIZ新宿4階)☎(3344)0702へ。

※融資の相談・申請は、事前に電話でお申し込みください。

7月の保健センター等の相談

母子関係の事業は母子健康手帳をお持ちください。

★★★★★★★ 保健センター等の問い合わせ先 ★★★★★★★

牛込保健センター	☎(3260)6231	FAX(3260)6223	〒162-0851 弁天町50
四谷保健センター	☎(3351)5161	FAX(3351)5166	〒160-0008 四谷三栄町10-16
東新宿保健センター	☎(3200)1026	FAX(3200)1027	〒160-0022 新宿7-26-4
落合保健センター	☎(3952)7161	FAX(3952)9943	〒161-0033 下落合4-6-7
女性の健康支援センター	☎(3351)5161	FAX(3351)5166	〒160-0008 四谷三栄町10-16(四谷保健センター内)

◆ 予約制のものは6月8日㈪から受け付けます ◆

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更する可能性がありますので、お問い合わせください。

事業名	担当	日	時間	内容
育児相談	牛込	10㈮	9:00～10:00	個別相談(おおむね1歳までの乳幼児)
	四谷	2㈭	9:30～11:30	さくらんぼくらぶ(個別相談)
育児・おっぱい相談	東新宿	17㈮	9:00～10:30	保健師・助産師・栄養士の個別相談
	落合	1㈬	13:00～14:30	おっぱい相談は予約制
女性の健康専門相談	女性の健康支援センター(四谷)	3㈮ 産婦人科系全般	14:00～16:00	予約制。女性の婦人科医などの個別相談。思春期から更年期の女性のからだや婦人科系の症状などについて相談できます。
		28㈫ 更年期専門		
精神保健相談	牛込	7㈫・21㈫	14:15～16:30	予約制。精神科医師による思春期から高齢期(認知症を含む)までの「こころ」の相談
	四谷	17㈮	14:00～16:15	
	東新宿	1㈬	13:15～15:30	
	落合	30㈭	14:00～16:15	
うつ専門相談	落合	2㈭	14:00～16:15	予約制。精神科医の個別相談
訪問指導	牛込	13㈪	13:30～15:30	予約制。理学療法士・作業療法士が自宅を訪問し、実技指導のほか、リハビリ等のアドバイスをします。 ※管理栄養士・歯科衛生士の訪問指導(栄養・歯科のアドバイス・実技指導)は随時実施(予約制)
	四谷	13㈪		
	東新宿	8㈬・27㈪		
	落合	7㈫・17㈮		

予防接種の接種期限を延長します

新型コロナウイルス感染症に係る特例対応として、接種期限の延長を5月31日までとしていましたが、当面の間、さらに延長します。対象者等詳しくは、お問い合わせください。期限延長の終了時期は、決定次第、新宿区ホームページ等でご案内します。

【問合せ】**保健予防課予防係**(第2分庁舎分館1階)☎(5273)3859へ。

新型コロナウイルス感染症の症状・感染に関する相談

5月28日時点の情報を掲載しています

各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下のとおりまとめました。内容は変更している場合があります。詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

内容		相談先	電話・ファックス
感染の疑いがある 次のいずれかの症状がある方はすぐに相談を(**下記**症状に該当しない場合の相談も可) ▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ▶重症化しやすい方(※)・妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ▶**上記**以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ★小児は帰国者・接触者電話相談センター・かかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。		《新宿区》**帰国者・接触者電話相談センター**(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3836 FAX(5273)3820
		《東京都》**帰国者・接触者電話相談センター**(月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け)	☎(5320)4592
症状・予防など 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談(感染の疑いや症状がある等の相談を除く)		《新宿区》**新型コロナウイルス相談電話**(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3836 FAX(5273)3820
		《厚生労働省》(午前9時～午後9時)	☎0120(565)653
【多言語】症状・予防など	英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・日本語	《東京都》**保健医療情報センター「ひまわり」**(午前9時～午後8時)	☎(5285)8181
	英語・中国語・韓国語・日本語	《東京都》**新型コロナコールセンター(一般電話相談)**(午前9時～午後10時)	☎(0570)550571
【聴覚障害のある方向け】症状・予防など		《東京都》**新型コロナウイルス感染症相談窓口**	FAX(5388)1396